

<投稿研究ノート>

琉球史からの発見～初期明朝との交流の始まり～

崎原麗霞*

The encounter of Ryukyu and the early Min in “Minjitsuroku”

Reika Sakihara

(*鳥取大学国際交流センター)

キーワード：沖縄イメージ, 『明実録』, 招諭, 冊封, 進貢

Keywords: Okinawa image, “Minjitsuroku”, the move tells, invest with rank, pay tribute

はじめに

日本の遙か南の青い海原に沖縄県の島々が連なっている。透き通った七色の海、雪のように輝く白い砂浜、穏やかな三線の音色。そこには日本を代表する観光地としての「沖縄イメージ」¹が広がる。しかし、時代を遡って14世紀に視線を転じると、現在のリゾート地としてのイメージを持っている沖縄には、現代日本人にあまり知られていない、かつて独立した国家として存在した歴史的な事実が隠されている。

現在の沖縄を14世紀の中国の明は「琉球」と呼び、その名は19世紀末の日本政府による「琉球処分」まで続いた。明が建国した1368年までに沖縄は統一した国家ではなく、中山、南山、北山の三つに分けた按司政権であった。15世紀に中山、南山、北山が相次ぎ中国の冊封国となり、後、1422年に中山王の尚巴志が三山を統一した。明との交易が始まった14世紀以降、琉球でも自国の国名として琉球国を用い、1872年(明治5年)の琉球藩設置までこの国名が用いられた。

ところが、初期琉球国の様相を明らかにする史料が乏しいためその政権運営及び周辺諸国との往来、とりわけ、中国との交流には謎が多い。幸いに、中国明代の太祖洪武帝(在位1368～98)から熹宗天啓帝(在位1621～27)までの十三種の実録が収録されている『明実録』²(正式には『大明実録』という)に、1372年に始まった明国と琉球の中山王との冊封関係や琉球の動向が継続的に記録されているため、『明実録』、とりわけ、明を築いた太祖(朱元璋)³の業績を記録した「太祖実録」に焦点を絞り、琉球と明との遭遇、冊封の成立とその実態を明らかにしたいと考えている。故に、本稿は『明実録』に収録されている「太祖実録」(在位1368～98)に焦点を絞り、「太祖実録」から琉球の三山と明との交流に関する記録(中国語史料)を抽出し、それを日本語に訳し、その記録にみる琉球の三山と明の太祖との接点を探り、冊封関係の成立のいきさつを明らかにすることを試みる。その時代にみる琉球の活躍によって、日本の一県としての沖縄イメージの再認識が促されることができればと思う。

1. 初期明朝の内政と外交政策

14世紀の半ば頃、百年近く維持できた元(1271～1368年)は元末の乱で滅びる道を辿った。「元末の騒乱に

乗じて貧農出身の朱元璋が紅巾軍に投じ、後揚子江下流域の経済力によって群雄を降して明の太祖となり、元を北に追って中国を統一した。政権を取った明の太祖朱元璋は南京を首都として中央集権的支配体制の強化、法制の整備など内政に力をそそぎ⁴、独裁を目指す皇帝（天子）を頂点としたピラミッド式の中央官制・地方官制の構築を押し進み、全体を九品に分けた官職の品格は上下関係として秩序づけられていた。この位階の分配や昇降が皇帝（天子）の手に集中されたため、皇帝（天子）の権力は極まった。法制整備の具体策としては『大明会典』の編纂と頒布が挙げられる。また、中央集権的支配体制の強化の具体策として、実務機関としての六部（吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部）の設置（この制度は後の清に引き継がれた）が挙げられる。

1) 『大明会典』の編集

1502年に編集が始まった『大明会典』に関しては、『新編東洋史辞典』⁵は以下のように述べている。「明代の根本法典で2種類有る。会典の名は典章を会要する意味で明代から始まった。はじめ1502年（弘治15）に徐溥らが勅を奉じて纂集したが、孝宗崩御のため頒布せられず、10年（正徳5）に楊廷和等が修訂して頒布した。これを「正徳会典」百八十巻という。（中略 筆者 以下同）85年（万暦15）張居正等が重集した「万暦重集会典」二百二十八巻が頒布された。（中略）両者とも明代の制度を知るための根本史料である」という⁶。

つまり、明代の総合的行政法典になっている『大明会典』は、『正徳会典』と万暦年間の『万暦会典』、いわゆる『重修大明会典』の二種類がある。前者は1511年（正徳6）に刊布になった180巻に及ぶ大著であり、後者は1587年（万暦15）に刊行になった228巻の巨帙である。明の諸制度が記録されている『大明会典』から明初期の官吏制度等を確認することができる。

2) 六部の役割

『大明会典』にみる六部の職掌は次の通りになっている。吏部は官僚の人事を、戸部は財政と地方行政を、礼部は礼制と外交を、兵部は軍事を、刑部は司法と警察を、工部は公共工事を司る。六部の各長官は尚書と呼ばれるという⁷。

礼制と外交を司る礼部の役割に関しては、「禮部 尚書左右侍郎。掌天下禮樂祭祀封建朝貢宴享貢舉之政令。其屬初曰儀部，曰祠部，曰膳部，曰主客部。後改儀部為儀制，祠部為祠祭，膳部為精膳，主客仍舊。俱稱清吏司。（後略）」⁸という。

つまり、礼部は尚書及び左右の侍郎で構成され、国の礼樂、祭祀、封建、朝貢、宴享、貢舉の政令を司る。その付属機関として儀部、祠部、膳部、主客部が設けられた。後に儀部は儀制に、祠部は祠祭に、膳部は精膳に改名されたが、主客部は旧名称のままであった。俱に清吏司と称されたという。要するに、礼部は外交（主に冊封関係）を司る部門として機能するものであった。

3) 招諭と冊封

外交面において明は「華夷思想」を基に、周辺諸国に対して積極的な「招諭」政策を取った。近隣国家間との関係を例にみると、「中華」を中心（頂点）とする宗主国と名乗り、近隣諸国の朝鮮・日本・琉球・爪哇・暹羅・蘇門答刺・滿刺加・安南などの国々とは宗主——藩属関係を結んだ。無論、それは直接統治の方式ではなく、冊封・進貢制度を通じた非軍事的の威徳政治を行い、華夷理念によって文化的帰属感を共有させたものであった⁹とされている。

冊封とは中国国内では諸侯、太子、皇后などを任命することであるが、外交の場合は、明の皇帝が近隣諸国の王を封ずることをさすという¹⁰。冊封をうけて、これにより進貢貿易が許され、暦¹¹の頒賜がなされ、宗主国から諸々の恩恵を受けることになる。冊封を宣するための使者が冊封使と呼ばれる。

4) 「太祖實録」にみる近隣小国「招諭」の理由

「太祖實録」にみる近隣小国「招諭」の理由は以下になっている。

「洪武四年九月辛未 上御奉天門，諭省府臺臣曰，海外蠻夷之國，有為患於中國者，不可不討。不為中國患者，不可輒自興兵。古人有言，地廣非久安之計，民勞乃易亂之源。如隋煬帝，妄興師旅，征討琉球，殺害夷人，焚其宮室，俘虜男女數千人。得其地不足以供給，得其民不足以使令。徒慕虛名，自弊中土，載諸史冊，為後世讖。朕以諸蠻夷小國，阻山越海，僻在一隅，彼不為中國患者，朕決不伐之。惟西北胡戎，世為中國患，不可不謹備之耳。卿等，當記所言，知朕此意」¹²という。

つまり、洪武4年(1371)9月辛未(22日)の日(本稿が使っている日付は旧暦をさす。以下同)に皇帝の朱元璋は奉天門で省・府・台の臣を諭して「海外の蛮夷の国は、中国に患を為す者あれば討たなければならない。中国の患に為らざる者には兵を興してはいけぬ。古人が言うには、広い国土は国が久しく安泰する計らいにならず、民を疲労させることは乃ち乱れ易きの源になると。隋の煬帝は妄りに師旅(軍隊)を興して琉球を征討し、人々を殺害しその宮室を焚き、男女数千人を捕まえた。しかし、その地を得たとしても供給するに足らず、その民を得たとしても使令するに足らなかった。徒らに虚名を慕い、自ら中土(国土)を弊し、諸々の史冊に汚名を残すようなことがあれば、後世の笑いものになるだろう。朕(私)の思うには、諸蛮夷の小国は山を隔て海を越え、一隅に僻在するため、その国々は中国の患に為らざれば、決して之を伐たない。ただ、西北の胡戎(外国)は代々中国の患と為り、謹んで之に備えなければならないのである。卿等(君ら)、朕の言葉肝に銘じ、その気持ちを知るべきである」という。

要するに、明の政権が成立した4年後の洪武4年(1371)9月22日に太祖が臣下に諭して、明の脅威にならない小国には危害を与えず、隋の煬帝のような琉球を討伐した行動を取れば、歴史に汚名を残し、後世に笑いものにされるだろうと、近隣の小国を討伐しない政策を取る意志を示しているのである。

2. 初期明朝と琉球との遭遇

前に述べたように、近隣小国を討伐しない政策に基づき、明は政権成立後間もなく周辺小国に招撫の使者を送り、その一環として琉球にも使者を遣わした。以下は、洪武四年九月(1371年9月)に頒布した、琉球に関する「招諭」詔書を中心に、明の琉球「招諭」の理由を纏めると同時に、明太祖の「招諭」に対する琉球側の反応及びそれに伴った行動を追跡し、初期明朝と琉球との遭遇のプロセスを明らかにしたいと思う。

1) 明の琉球「招諭」詔書

『明実録』によると、琉球「招諭」のプロセスは以下になっている。

「洪武五年正月甲子，遣楊載持詔諭琉球國。詔曰，昔帝王之治天下，凡日月所照，無有遠邇，一視同仁。故中國奠安，四夷得所，非有意於臣服之也。自元政不綱，天下兵爭者十有七年。朕起布衣，開基江左，命將四征不庭。西平漢主陳友諒，東縛吳王張士誠，南平閩越，戡定巴蜀，北清幽燕，奠安華夏，復我中國之舊疆。朕為臣民推戴，即皇帝位，定有天下之號，曰大明，建元洪武。是用遣使外夷，播告朕意。使者所至，蠻夷酋長稱臣入貢。惟爾琉球在中國東南，遠處海外，未及報知。茲特遣使往諭。爾其知之」¹³。

つまり、洪武5年(1372)正月甲子(16日)、琉球を「招諭」させる目的で、詔書を使者の楊載に持たし、彼を琉球国に派遣したという。詔書には「昔、帝王が天下を治めることは、およそ日月の照らす所、遠邇あること無く一視同仁になっている。故に中国が奠安し、周辺の小国が臣服する意志を表明したのである。元の時代は治世より天下兵争すること十七年にも及ぶ。朕(私)は、平民より起ちて江左に拠点を開き、部下に天下不和への討伐を命じた。西に漢主の陳友諒を平らげ、東に吳王の張士誠を縛し、南に閩越を平らげ、巴蜀を戡定

し、北に幽燕を清め、華夏（中国）を奠安させ、国の舊疆を回復させた。朕は臣民に推戴され皇帝の位に即き、天下の号を定めて大明と称し、洪武と建元した。これを用て外夷に使者を遣わし朕の意を広く知らせる。使者の至る所の蛮夷の酋長は臣を称して入貢するようになった。惟だ、汝の琉球は中国の東南に在り遠く海外に所在しているため、未だ報知するすることができなかった。ここに特に使を遣わし教え諭す。爾、これを知れ」と記している。

詔書には、明は成立した後、周辺諸国に使者を派遣し、「招諭」を行い、「入貢」を促し、使者の至るところの酋長は、臣を称して入貢を行ったという。琉球は明から遠く離れているため、報知できなかった。故に、洪武5年（1372）正月の16日に使者を派遣し、明への従順を促したという。

2) 琉球の「招諭」の受入

『明実録』に記録された「太祖実録」によると、明太祖が洪武5年（1372）正月に行ったアプローチに対して、その年の冬（12月）琉球の中山王は以下のような行動を取った。

「洪武五年十二月壬寅、楊載使瑠球國。中山王察度、遣弟泰期等、奉表貢方物。詔賜察度大統曆及織金文綺・紗・羅各五匹、泰期等文綺・紗・羅・襲衣有差」¹⁴。

つまり、明の「招諭」に対して、洪武5年12月壬寅（29日）に、中山王察度が弟泰期等を遣わして表を奉り方物を貢すという。明は察度に大統曆¹⁵及び織金文綺・紗・羅各五匹を、泰期等に文綺・紗・羅・襲衣を賜ったという。

以上の記述から以下の事実が確認できる。①太祖洪武帝は建国直後（洪武4年の1371年）に臣下に「中国の患為らざる」「諸蛮夷の小国」を討たないという詔書を頒布した。②洪武5年（1372年）1月16日、明太祖洪武帝が詔を使者の楊載に持たせ、琉球国に明国への従順を促したという史実。③洪武5年12月29日、琉球の中山王の察度が「弟泰期等を遣わして表を奉り方物を」献上。明からの働きに対して琉球の中山王が「招諭」を受け入れ、従順の意を表すシンボルとして弟の泰期等を明に派遣し、貢物を献上した。④洪武帝は入貢した「察度に大統曆及び織金文綺・紗・羅各五匹を、泰期等に文綺・紗・羅・襲衣を」下賜という。

以来、琉球と明との正式な交流が始まったと思われる。そこで、「大明会典卷一百五 礼部六十三」¹⁶の記載を軸に、明の洪武初期から永楽3年までに明に朝貢した諸国をまとめてみた。洪武2（1369年）朝鮮；洪武7（1374年）日本；洪武初 琉球；洪武2（1369年）安南；洪武4（1371年）真臘；洪武4（1371年）暹羅；洪武2（1369年）占城；洪武5（1372年）爪哇；洪武11（1378年）彭亨；洪武11（1378年）百花；洪武4（1371年）三佛齋；洪武4（1371年）淳泥；洪武16（1383年）須文達那；永楽3（1405年）蘇門答刺；洪武3（1370年）西洋瑣里；洪武5（1372年）瑣里；洪武9（1376年）覽邦；洪武10（1377年）淡巴である。

3) 琉球三山の朝貢

ところで、当時の琉球には統一した国家ではなく、中山、南山、北山の三つに分けた按司政権であった。中山王察度の外に、他の王の対応に関しては『明実録』に以下の情報が記録されている。

「洪武初中山王察度山南王承察度山北王帕尼芝皆遣使奉表箋貢馬及方物。十六年各賜鍍金銀印。二十五年中山王遣子姪入國學。以其國往來朝貢。賜閩人三十六姓善操舟者。永樂以來國王嗣立皆請命冊封。後惟中山王至。中山王世稱尚氏。諭令二年一貢。每船百人。多不過百五十人。貢道由福建閩縣。貢物 馬、刀、金銀酒海、金銀粉匣、瑪瑙、象牙、螺殼、海巴、擢子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、黃熟香、蘇木、烏木、胡椒、琉黃、磨刀石。右象牙等物進收。琉黃蘇木胡椒運送南京該庫。馬就於福建發缺馬驛站走遞。磨刀石發福建官庫收貯」¹⁷という。

上記の記載から次の史実が確認できる。①琉球には中山王、山南王、山北王の三王がいる。明の初期に中山

王察度、山南王承察度、山北王帕尼芝がともに明に使者を遣わし、表箋を奉り、馬及び方物（その地方に産するもの）を献上した。②洪武十六年（1383）に明はそれぞれの王に鍍金銀印を下賜。③二十五年に中山王子姪が国子監に入監。④明が琉球に船の操作に熟している閩人（福建人）三十六姓を下賜。⑤永楽年以來、国王が即位の際「冊封」を乞う。⑥中山王が「尚」と称す。⑦貢期は二年一回。⑧入貢人数は百五十人以内に定まられている。⑨入貢の道のりは福建閩県に指定された。⑩貢物は「馬、刀、金銀酒海、金銀粉匣、瑪瑙、象牙、螺殼、海巴、擢子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、黄熟香、蘇木、烏木、胡椒、琉黄、磨刀石」であった。⑪貢物の象牙等は収め、硫黄、蘇木、胡椒は南京該庫に、馬は福建にて「驛」に、磨刀石は福建より官庫に収まったという。

以上の記載から琉球の三山（中山、南山、北山）の按司政権と初期明朝との外交の様子がうかがえる。

4) 明による琉球「入貢」への返礼

朝貢した周辺諸国に対して、宗主国の明は「懐柔」（手はずけ抱き込む）政策に基づいて手厚く迎えた。朝貢した諸国への「給賜」は「大明会典卷之一百一 礼部六十」に記録されている。琉球に関しては次の通りになっている。

「琉球國 洪武十六年。賜國王鍍金銀印并文綺等物。山南王亦如之。後賜中山王山南王山北王苧絲紗羅冠服。王妃絲羅。王姪王相寮官絹公服。賞賜差來正義大夫長史使者通事從人衣服絲布絹及差來王弟王男衣服冠帶絲有差。正貢例不給價。附來貨物官抽五分買五分（後略）」¹⁸。

以上の記事より以下の事項が確認できる。①洪武十六年（1383）明が琉球国王（中山王）に「鍍金銀印及び文綺」を下賜した。②山南王にも同様のものを下賜した。③後、中山王、山南王、山北王に「苧絲紗羅冠服」を賜った。④王妃には「絲羅」を、⑤王姪、王相、寮官には「絹公服」を下賜した。⑥進貢にきた正義大夫、長史、使者の通事（通訳）及び從人に「衣服絲布絹」を賞賜した。⑦進貢にきた王弟、王男に「衣服冠帶絲」を賞賜した。⑧「正貢」は皇帝への献上品として収める。⑨「附來貨物」について、明は「官抽五分買五分」（貨物の半分は献上品として受け取り、半分は買い取る）という制度に基づいて対応した。

尚、「大明会典卷之一百一 礼部六十」に収録された「蕃貨価値」によると、前出の琉球の貢物の価値は以下の通りである。黄熟香1斤¹⁹1貫²⁰；丁香1斤1貫；速香1斤2貫；木香1斤3貫；胡椒1斤3貫；錫1斤500文；降真香1斤500文；蘇木1斤500文；象牙1斤500文；烏木1斤500文である。

要するに、明太祖洪武帝の「招諭」に応じ、貢物を進貢した琉球を含めた周辺諸国は明政権に手厚く迎えられる、経済的、文化的な利益を被った。明政権より大統曆、鍍金銀印が授与された琉球（中山王、南山王、北山王）は形式上明国の一部となった。また、中山王、南山王、北山王には「苧絲紗羅冠服」が、妃には「絲羅」が、王姪、王相、寮官には「絹公服」が下賜された。「冠服」の着用は琉球の王が明政権に承認された証であり、「公服」の着用は王相、王姪、寮官等が明の役人となった証であるといえよう。

その史実には以下の政治的な意味合いが含まれている。つまり、中山王、南山王、北山王を含めた琉球は藩属国として、明の支配下に組み込まれた。しかし、この「支配」の性質は極めて緩やかなものであったのも前出に述べた史実から読み取れる。明は直接統治ではなく、冊封・進貢制度を通じた非軍事的の威徳政治を行い、華夷理念によって文化的帰属感を周辺諸国に共有させたものであるといえよう。

結びに

明初の外交政策に基づく「招諭」「冊封」政策の実施は、周辺諸国に中国、とりわけ明の文化を共有させる結果をもたらした。無論、周辺諸国は経済利益を伴う「冊封」制度を積極的に受け入れたと思われる。琉球の場合は、最初の冊封は察度の子武寧代（1404）におこなわれ、それ以降、特別な場合を除いて、最後の尚泰（1866）

にいたるまで、22回の冊封が行われた²¹。琉球と明との進貢貿易及び冊封関係の詳細は『大明会典』や『明実録』等を通して確認することができる。本稿は初期明朝に起きた琉球と明との交流に焦点を絞り、明太祖時代の明と琉球との遭遇、明のアプローチ及びそれに対する琉球が取った行動を上記に纏めた。

明の史料『大明会典』や『明実録』（本稿は「太祖実録」に視点を限定）には「中山王」の登場が多く、その決断力と行動力を垣間見ることができる。琉球では最初に明に進貢したのも中山王察度であった。察度王は1371年に明の使者の楊載の手より太祖の「招諭」詔書を受け取った後、明太祖の「招諭」を受け入れ、明への進貢を行うため、自らの弟の泰期を使者として明に派遣した。琉球からの進貢を明は藩国の服従と見なしたかもしれない。しかし、琉球側からは利益の多い貿易行為に過ぎないともいえよう。明との遭遇をきっかけに、琉球、とりわけ中山王が儒学を含める中国の文化や制度を積極的に導入した。進貢貿易を通して琉球に入った中国の文物や制度が生かされ、中山王による三山統一の土台が作り上げられたと思われる。やがて、財力を蓄えた中山王が1422年に南山と北山を滅ぼし、琉球を統一した。その後、時勢と地理的な利点を利用した琉球は中国との進貢貿易を拡大させ、16世紀に繁栄を極め、海上王国として活躍したのである。

現代の沖縄はかつて独立国家として存在した。しかし、1872年に明治政府の「琉球処分」によって、琉球藩として設置され、さらに1879年（明治12）に行われた廃藩置県によって、日本の一つの県として、近代国家のなかに組み込まれた。二次世界大戦終戦後の1945年より27年間に及ぶアメリカ統治を経て、72年に日本復帰を図った後は、日本屈指の観光リゾート地のイメージが定着するようになった。近年、かつて独立国家として約500年間活躍した歴史的な史実は沖縄においてはいち早く再認識され、その歴史教育も現地の学校教育などに導入され、歴史への再認識の共有が広がりつつある。14世紀より約500年間にわたって独立した国家として活躍した沖縄の歴史に関する再認識に基づき、本稿は『明実録』に収録されている「太祖実録」に焦点を絞り、「太祖実録」から琉球の三山と明との交流に関する記録（中国語史料）に着眼し、その記録にみる琉球の三山と明の太祖との接点を探り、冊封関係の成立のいきさつをいささか述べたものである。

謝辞

本稿の完成にあたり、生涯教育総合センター研究紀要編集委員会の先生方より多大なご教示をいただき、感謝申し上げます。

注

¹多田治『沖縄イメージの誕生』（東洋経済新報社 2004年）

²中国の帝王一代の事績を年代順に記録したもの。これをもとに各時代の歴史が作られることも多く、重要な資料になっている。（京大東洋史辞典編纂会『新編東洋史辞典』東京創元社 1995参照）

³太祖 朱元璋、洪武帝。1328～1398年。在位は1368～1398年。安徽省鳳陽県濠州の貧農の出身。元末に紅巾軍の一派の首領となり、対抗勢力を退け元を滅ぼして明を建てた。

⁴京大東洋史辞典編纂会『新編東洋史辞典』東京創元社 1995

⁵同注4

⁶同注4 p528

⁷兪鹿年編著『中国官制大辞典』黒竜江人民出版社 1992年 p1477

⁸「大明会典卷之四十三 礼部」明李東陽等奉勅撰 申時行等奉勅重修『大明会典』1587年刊 北京中華書局活字本 1988年

⁹浜下武志『沖縄入門』ちくま新書 2000年

¹⁰明李東陽等奉勅撰 申時行等奉勅重修『大明会典』1587年刊 北京中華書局活字本 1988年

¹¹中国の暦法によって作られた暦書をさす。暦を給賜されることは中国に臣従することを意味する。

- ¹² 和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子氏『『明実録』の琉球資料(一)』p11 沖縄文化振興会史料編集室出版 2001年
¹³ 同注12 p11
¹⁴ 同注12 p11
¹⁵ 同注11
¹⁶ 同注8
¹⁷ 同注10。
¹⁸ 同注8。
¹⁹ 500グラムに同じ。
²⁰ 一貫は銭千文に相当。
²¹ 『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社 1983年

参考文献

- 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店 1984年修訂版
漢語大詞典編集委員会『漢語大詞典』漢語大詞典出版社 1985年
京大東洋史辞典編纂会編『新編東洋史辞典』東京創元社 1995
明李東陽等奉勅撰 申時行等奉勅重修『大明会典』1587年刊 北京中華書局活字本 1988年
『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』台湾中央研究院歴史言語研究所 影印本
俞鹿年編著『中国官制大辞典』黒竜江人民出版社 1992年
浜下武志『沖縄入門』ちくま新書 2000年
和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子氏『『明実録』の琉球資料(一)』沖縄文化振興会史料編集室出版 2001年
藤堂明保・松本昭・竹田晃編『漢字源』学習研究社 1993年
『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社 1983年

END